

「新 I C T 利活用サービス創出支援事業」(電子出版環境整備事業)
事業評価会 開催要綱

1 目的

「新 I C T 利活用サービス創出支援事業」(電子出版環境整備事業)に係る事業成果について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部有識者により構成される「新 I C T 利活用サービス創出支援事業」(電子出版環境整備事業) 事業評価会(以下「評価会」という。)を開催する。

2 事務

評価会は、「新 I C T 利活用サービス創出支援事業」(電子出版環境整備事業)の事業成果について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、評価会の意見を参考にするものとする。

3 評価会の構成等

- (1) 評価会は、外部専門家・外部有識者から選定された評価委員(以下「評価委員」という。)により構成する。
- (2) 評価委員は別紙 1 のとおりとする。
- (3) 評価会には、座長を置く。
- (4) 座長は評価委員の互選により定める。
- (5) 評価委員の任期は、評価委員を承諾した日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- (6) 前項の規定に関わらず、総務省が必要と認めるときには、別に評価会への参加期間を定めることができる。
- (7) (5) 及び(6)の規定に関わらず、評価委員本人の申し出に基づき評価会への参加期間の短縮又は参加の辞退ができるものとする。
- (8) (5) 及び(6)の規定に関わらず、評価委員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、あるいは、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、評価委員に相応しくないと合理的・客観的に判断される場合限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、評価委員の評価会への参加を取り消すことができるものとする。

4 評価委員に対する遵守規定

- (1) 評価委員は、別紙 2 に掲げる利害関係にある事業者(以下「利害関係者」という。)の事業の評価を、原則として行うことはできない。ただし、評価委員が利害関係者の事業を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合にはこの限りではない。

- (2) 評価委員は、評価会以外の場において、他の評価委員や事業者に対し、情報あるいは示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 評価委員は、本項(1)又は(2)の規程に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
- (4) 評価委員は、評価委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (5) 評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
- (6) (1)から(5)までの規定に違反が認められた場合、総務省は評価委員の評価会への参加を取り消すことができる。
- (7) 前項に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合は、総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。

5 会議の資料、議事録及び評価結果の公開について

- (1) 会議の資料、議事録及び評価結果は原則公開とする。ただし、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

6 評価結果を踏まえたフォローアップ

- (1) 評価会は、会議開催後必要に応じて、評価結果を踏まえたその後の事業成果について報告を求めるものとする。

7 その他

- (1) 評価会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課が行う。
- (2) その他必要な事項は、評価会において定める。

「新 I C T 利活用サービス創出支援事業」(電子出版環境整備事業)
事業評価会評価委員

(五十音順)

氏 名	役 職 等
末松 安晴	東京工業大学名誉教授・国立情報学研究所名誉教授
竹内 比呂也	千葉大学文学部教授 附属図書館長, アカデミック・リンク・センター長
武田 英明	国立情報学研究所 学術コンテンツサービス研究開発センター長／教授
徳田 英幸	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科委員長
松田 政行	弁護士 (森・濱田松本法律事務所)
三田 誠広	日本文藝家協会副理事長
山田 肇	東洋大学経済学部教授

利害関係にある事業者とは次の者をいう。

- 1 評価委員が参画する事業を実施した者
- 2 評価委員が実施又は関与する事業と市場において直接競合することが自明である者
- 3 評価委員が所属する組織（学術機関にあっては同じ部署）又は密接に関係する組織と市場において直接競合することが自明である者
- 4 評価委員と実証事業責任者、代表責任者又は実施責任者が以下の関係である者
 - （1）同じ組織（学術機関にあっては同じ部署）又は密接に関係する組織に属する場合
 - （2）債権債務関係
 - （3）六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族
- 5 前各号の他、評価委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者